

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正について

1 改正理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に鑑み、職員等の旅費に関する条例（以下「職員条例」という。）を令和 7 年 6 月定例会で一部改正したところです。本条例（以下「議員条例」という。）はおおむね職員条例と同様に定めていることから、改正を行うものです。

2 主な改正内容

（1）宿泊費

- ・ 宿泊費を定額支給から上限付き実費支給に改める。

支給額に地域の実情を勘案して地域ごとに上限額を設定する。

上限額は国家公務員等の旅費支給規程の基準額別表第二の一表の区分の欄に掲げる地域に応じ、それぞれ同表の職務の級が内閣総理大臣等の欄に掲げる額（知事・副知事と同様）。【別添 1 参照】

- ・ なお、宿泊費の額は規程で定める。

（2）宿泊手当

- ・ 宿泊手当を新設する。

宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用として、国家公務等の旅費支給規程の別表第三の一の表に掲げる額（2, 400 円）

【別添 2 参照】

- ① 宿泊費について、朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 上記の額の 2/3（1, 600 円）
 - ② 宿泊費について、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 上記の額の 1/3（800 円）
- ・ これに伴い食卓料を廃止する。

（3）公務雑費

- ・ 公務雑費（タクシーの利用等）を削除する。

従前は、職員条例においてタクシー利用が認められていなかったため、議員条例においてタクシー利用を特に規定していたが、令和 7 年 6 月定例会における職員条例の改正により職員条例でもタクシー利用が可能とされた。議員条例におけるタクシーの利用は従前どおりだが、職員条例に準じることで足りるため、議員条例から公務雑費を削除する。

※詳細は別添新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

		給表												俸給表
十級		八級	十級	十一級	十級			五級		六級	五級			四級
九級		七級	九級	十級	九級	七級					四級	八級		三級
八級		六級	八級	九級	八級			四級		五級				二級
七級		五級	七級	八級	七級	六級					三級	七級	七級	六級
六級		四級	六級	七級	六級					四級		六級	六級	五級
五級		三級	五級	六級	五級	五級		三級	三級	三級		五級	五級	四級
四級	五級		四級	五級	四級	四級	六級	二級	二級		二級			
三級	四級	二級	三級	四級	三級	三級	五級	一級	一級	二級	一級	四級	四級	三級
												三級	三級	二級
二級	三級	一級	二級	三級	二級	二級	四級			一級		二級	二級	
				二級			三級							
一級	二級	一級	一級		一級	一級	二級					一級	一級	一級
	一級						一級							

三 任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された者及び特別職給与法第一条第四十四号に掲げる者の行政職俸給表(一)の各級に相当する職務の級

行政職俸給表(一)	任期付研究員法第三条第一項第一号	任期付研究員法第三条第一項第二号	特別職給与法第一条第四十四号
十級			
九級	六号俸		十二号俸 十一号俸 十号俸 九号俸
八級	五号俸		
七級	四号俸		八号俸 七号俸 六号俸 五号俸
六級	三号俸		四号俸 三号俸
五級	二号俸		
四級	一号俸		二号俸
三級		三号俸 二号俸 一号俸	一号俸
二級			
一級			

別表第二 宿泊費基準額(第十三条関係)

一 本邦

区分	宿泊費基準額(一夜につき)		
	内閣総理大臣等	指定職職員等	職務の級が十級以下の者
北海道	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
青森県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
岩手県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
宮城県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
秋田県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
山形県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
福島県	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
茨城県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
栃木県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
群馬県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
埼玉県	四〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
千葉県	三六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
東京都	四〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円

神奈川県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
新潟県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
富山県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
石川県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
福井県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
山梨県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
長野県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
岐阜県	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
静岡県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
愛知県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
三重県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
滋賀県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
京都府	四〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
大阪府	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
兵庫県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
奈良県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
和歌山県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
鳥取県	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
島根県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
岡山県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
広島県	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
山口県	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
徳島県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
香川県	三二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
愛媛県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
高知県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
福岡県	三八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
佐賀県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
長崎県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
熊本県	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
大分県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
宮崎県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
鹿児島県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
沖縄県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円

二 外国

区分			宿泊費基準額（一夜につき）		
地域	国名	地名	内閣総理大臣等	指定職職員等	職務の級が十級以下の者
アジア	インド	ニューデリー	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
		コルカタ	一六、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
		チェンナイ	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
		ベンガルール	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
		ムンバイ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
		その他の地	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
	インドネシア	ジャカルタ	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
		スラバヤ	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
		デンパサール	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
		メダン	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円
		その他の地	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
	カンボジア	プノンペン	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
		その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	シンガポール	シンガポール	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
		その他の地	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
	スリランカ	コロンボ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
		その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	タイ	バンコク	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
		チェンマイ	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
		その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
	大韓民国	ソウル	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		済州	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
		釜山	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
		その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	中華人民共和国	北京	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
		広州	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円

	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
スーダン	ハルツーム	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
セーシェル	ビクトリア	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
セネガル	ダカール	六四、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円
	その他の地	六二、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
タンザニア	ダルエスサラーム	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
チュニジア	チュニス	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
ナイジェリア	アブジャ	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
	その他の地	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
ナミビア	ウィントフック	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
	その他の地	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
ブルキナファソ	ワガドゥグー	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
ベナン	コトヌ	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	その他の地	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
ボツワナ	ハボローネ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
マダガスカル	アンタナナリボ	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
マラウイ	リロングウェ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
マリ	バマコ	六六、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四一、〇〇〇円
	その他の地	六六、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四一、〇〇〇円
南アフリカ共和国	プレトリア	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
	その他の地	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
南スーダン	ジュバ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
モーリシャス	ポートルイス	六一、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
モーリタニア	ヌアクショット	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
モザンビーク	マプト	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
モロッコ	ラバト	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
リビア	トリポリ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
ルワンダ	キガリ	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
その他の国		三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
その他の地域		三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円

別表第三 宿泊手当（第十四条関係）

一 本邦

区分	宿泊手当（一夜につき）
全ての地	二、四〇〇円

二 外国

区分	国名	宿泊手当（一夜につき）
アジア	インド	四、八〇〇円
	インドネシア	四、五〇〇円
	カンボジア	五、四〇〇円
	シンガポール	五、四〇〇円
	スリランカ	五、四〇〇円
	タイ	五、四〇〇円
	大韓民国	五、四〇〇円
	中華人民共和国	五、一〇〇円
	ネパール	五、一〇〇円
	パキスタン	五、四〇〇円
	バングラデシュ	五、四〇〇円

議提議案第 号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年十二月二十二日

提出者

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第七条 旅費の支給に関しては、一般職に属する県職員の例による。この場合において、職員等の旅費に関する条例（昭和三十三年三重県条例第四十六号）第九条第二項、第十条第二項及び第十一条第二項中「最下級」とあるのは「最上級」と、同条例第十三条本文中「規則で定める額」とあるのは「議長が別に定める額」と読み替えるものとする。	第七条 旅費の支給に関しては、この条例に定めるもののほか、一般職に属する県職員の例による。 2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十三年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもの（旅行雑費を除く。）のほか、公務雑費とする。 3 公務雑費は、実費額により支給する。 4 公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路若しくは駐車場の利用料金の額又はタクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーの運賃若しくは料金の額とする。 5 宿泊料の額は、一夜につき、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 旅費条例別表第一に規定する甲地方

第八条 議長は、特別の事由により前条の規定によることが不適當であると認めるときは、その都度別に定めることができる。		（第八条において単に「甲地方」という。） 一万五千五百円 二 旅費条例別表第一に規定する乙地方 一万四千二百円 6 食卓料の額は、一夜につき、三千百円とする。	
第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不適當であると認めるときは、その都度別に定めることができる。		第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不適當であると認めるときは、その都度別に定めることができる。	
附則 1 5（略）		附則 1 5（略）	
附則 6 9（略）		附則 6 9（略）	
（施行期日） 1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。		（略） 7 10（略）	
（経過措置） 2 この条例による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。		第七条の規定による旅費条例の適用については、同条の規定にかかわらず、同条例第十五条第二項の規定は適用しない。	

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に鑑み、旅費の支給の規定等を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。